

議案第114号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について

宝塚市自治功労者条例(昭和32年条例第11号)新旧対照表(第1条による改正関係)

現行	改正案
第7条 <u>禁錮</u> 以上の刑に処せられた者は、第2条に該当する者であってもこれを表彰しない。また、功労者名簿に登録せられた者はこれを除名する。	第7条 <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられた者は、第2条に該当する者であってもこれを表彰しない。また、功労者名簿に登録せられた者はこれを除名する。

宝塚市議会における個人情報の保護に関する条例(令和5年条例第13号)新旧対照表(第2条による改正関係)

現行	改正案
<p>第53条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>第55条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第53条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>第55条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。</p>

宝塚市行政不服審査会条例(平成28年条例第3号)新旧対照表(第3条による改正関係)

現行	改正案
<p>(罰則)                      第9条 第3条第9項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p>	<p>(罰則)                      第9条 第3条第9項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。</p>

宝塚市個人情報の保護に関する法律の施行に関する条例(令和4年条例第34号)新旧対照表(第4条による改正関係)

現行	改正案
<p>(罰則)</p> <p>第19条 第13条第2項又は第15条第2項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>附 則</p> <p>5 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、附則第2項の規定の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第3号アに規定する個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を同項の規定の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>6 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た附則第2項の規定の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第2号に規定する保有個人情報を同項の規定の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>9 前2項の規定によりなお従前によることとされた義務に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p>	<p>(罰則)</p> <p>第19条 第13条第2項又は第15条第2項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>附 則</p> <p>5 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、附則第2項の規定の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第3号アに規定する個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を同項の規定の施行後に提供したときは、2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>6 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た附則第2項の規定の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第2号に規定する保有個人情報を同項の規定の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>9 前2項の規定によりなお従前によることとされた義務に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。</p>

職員の分限の手續及び効果に関する条例(昭和29年条例第9号)新旧対照表(第5条による改正関係)

現行	改正案
<p>(失職の例外)</p> <p>第5条 任命権者は、法第16条第1号に該当するに至った職員のうち、<u>禁錮</u>の刑に処せられ、その刑の執行を猶予されたものについては、その罪が過失の行為によるものであり、かつ、特に情状を考慮する必要があると認めるものに限り、他の法律に特別の定めがある場合を除いて、その職を失わないものとすることができる。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(失職の例外)</p> <p>第5条 任命権者は、法第16条第1号に該当するに至った職員のうち、<u>拘禁刑</u>に処せられ、その刑の執行を猶予されたものについては、その罪が過失の行為によるものであり、かつ、特に情状を考慮する必要があると認めるものに限り、他の法律に特別の定めがある場合を除いて、その職を失わないものとするすることができる。</p> <p>2 (略)</p>

宝塚市一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年条例第12号)新旧対照表(第6条による改正関係)

現行	改正案
<p>第19条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項又は第2項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>第19条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。</p> <p>(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について<u>禁錮</u>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでな</p>	<p>第19条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項又は第2項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>第19条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。</p> <p>(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について<u>拘禁刑</u>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでな</p>

<p>い。</p> <p>(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられなかった場合</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>4～6 (略)</p>	<p>い。</p> <p>(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられなかった場合</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>4～6 (略)</p>
--	---

宝塚市障害者差別解消に関する条例(平成28年条例第38号)新旧対照表(第7条による改正関係)

現行	改正案
第18条 第14条第3項に違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。	第18条 第14条第3項に違反した者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

宝塚市パチンコ店等及びラブホテルの建築の規制に関する条例(平成15年条例第34号)新旧対照表  
(第8条による改正関係)

現行	改正案
<p>第22条 第12条の規定による命令に違反した者は、6月以下の懲役又は300,000円以下の罰金に処する。</p> <p>2 (略)</p>	<p>第22条 第12条の規定による命令に違反した者は、6月以下の拘禁刑又は300,000円以下の罰金に処する。</p> <p>2 (略)</p>

宝塚市消防団条例(昭和44年条例第15号)新旧対照表(第9条による改正関係)

現行	改正案
<p>(欠格条項)</p> <p>第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、消防団員となることができない。</p> <p>(1) <u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>(2)・(3) (略)</p>	<p>(欠格条項)</p> <p>第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、消防団員となることができない。</p> <p>(1) <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>(2)・(3) (略)</p>

宝塚市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例(昭和39年条例第27号)新旧対照表  
(第10条による改正関係)

現行	改正案
<p>(退職報償金支給の制限)</p> <p>第6条 退職報償金は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては支給しない。</p> <p>(1) <u>禁錮</u>以上の刑に処せられた者</p> <p>(2)～(5) (略)</p>	<p>(退職報償金支給の制限)</p> <p>第6条 退職報償金は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては支給しない。</p> <p>(1) <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた者</p> <p>(2)～(5) (略)</p>



議案第115号

宝塚市学校給食の実施に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
宝塚市学校給食の実施に関する条例(平成28年条例第8号)新旧対照表

現行	改正案
<p>(学校給食費の徴収)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 学校給食費の日額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 小学校及び特別支援学校に在籍する児童又は生徒 <u>230円</u></p> <p>(2) 中学校に在籍する生徒 <u>270円</u></p> <p>3 前項の規定にかかわらず、食物アレルギー等の理由により、<u>次の各号に掲げる区分の給食が実施されなかった児童又は生徒の学校給食費の日額は、同項に規定する額から当該各号に掲げる区分の給食に要する費用に相当する額として市長が別に定める額を控除した額とする。</u></p> <p>(1) <u>飲用としての牛乳</u></p> <p>(2) <u>主食としての米飯</u></p> <p>(3) <u>主食としてのパン</u></p>	<p>(学校給食費の徴収)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 学校給食費の日額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 小学校及び特別支援学校に在籍する児童又は生徒 <u>270円</u></p> <p>(2) 中学校に在籍する生徒 <u>315円</u></p> <p>3 前項の規定にかかわらず、食物アレルギー等の理由により、<u>給食の一部</u> <u>が実施されなかった児童又は生徒の学校給食費の日額は、同項に規定する額から実施されなかった給食の一部に要する費用に相当する額として市長が別に定める額を控除した額とする。</u></p>



議案第116号

宝塚市立特別支援学校条例の一部を改正する条例の制定について  
宝塚市立特別支援学校条例(昭和48年条例第10号)新旧対照表

現行	改正案
<p>(設置) 第1条 宝塚市に、学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する特別支援学校として<u>宝塚市立養護学校</u>(以下「養護学校」という。)を設置する。</p> <p>(位置) 第2条 <u>養護学校</u>の位置は、宝塚市安倉中6丁目1番3号とする。</p> <p>(委任) 第3条 この条例に定めるもののほか、<u>養護学校</u>の管理及び運営に関し必要な事項は、別に教育委員会規則で定める。</p>	<p>(設置) 第1条 宝塚市に、学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する特別支援学校として<u>宝塚市立たからづか支援学校</u>(以下「支援学校」という。)を設置する。</p> <p>(位置) 第2条 <u>支援学校</u>の位置は、宝塚市安倉中6丁目1番3号とする。</p> <p>(委任) 第3条 この条例に定めるもののほか、<u>支援学校</u>の管理及び運営に関し必要な事項は、別に教育委員会規則で定める。</p>



議案第117号

宝塚市立スポーツ施設条例の一部を改正する条例の制定について  
宝塚市立スポーツ施設条例(平成17年条例第41号)新旧対照表  
(現行)

別表(第10条関係)

1~4 (略)

5 宝塚市立花屋敷グラウンドの利用料金

(1) (略)

(2) 附属設備の利用料金

附属設備	単位	利用料金
多目的グラウンド夜間照明	1時間につき	3,000円

(改正案)

別表(第10条関係)

1~4 (略)

5 宝塚市立花屋敷グラウンドの利用料金

(1) (略)

(2) 附属設備の利用料金

附属設備	単位	利用料金
多目的グラウンド夜間照明	1時間につき	3,000円
テニスコート夜間照明	1時間につき	300円



議案第118号

宝塚市建築事務及び住宅事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について  
宝塚市建築事務及び住宅事務手数料条例(平成22年条例第12号)新旧対照表  
(現行)

別表第1(第2条関係)

名称	事務の区分	金額
(5) 中間検査等をした建築物以外の建築物に関する完了検査申請又は完了通知手数料	建基法第7条第1項の規定に基づく中間検査をした建築物以外の建築物に関する完了検査の申請に対する審査又は建基法第18条第19項の規定に基づく特定工程終了の通知に対する審査をした建築物以外の建築物に関する建基法第18条第16項の規定に基づく完了の通知に対する審査	
(6) 建築設備に関する完了検査申請又は完了通知手数料	建基法第87条の4において準用する建基法第7条第1項の規定に基づく建築設備に関する完了検査の申請に対する審査又は建基法第87条の4において準用する建基法第18条第16項の規定に基づく建築設備に関する完了の通知に対する審査	
(7) 工作物に関する完了検査申請又は完了通知手数料	建基法第88条第1項若しくは第2項において準用する建基法第7条第1項の規定に基づく工作物に関する完了検査の申請に対する審査又は建基法第88条第1項若しくは第2項において準用する建基法第18条第16項の規定に基づく工作物に関する完了の通知に対する審査	
(8) 中間検査等をした建築物に関する完了検査申請又は完了通知手数料	建基法第7条第1項の規定に基づく中間検査をした建築物に関する完了検査の申請に対する審査又は建基法第18条第19項の規定に基づく特定工程終了の通知に対する審査をした建築物に関する建基法第18条第16項の規定に基づく完了の通知に対する審査	
(9) 中間検査等をした建築設備に関する完了検査申請又は完了通知手数料	建基法第7条第1項の規定に基づく中間検査をした建築設備に関する完了検査の申請に対する審査又は建基法第18条第19項の規定に基づく特定工程終了の通知に対する審査をした建築設備に関する建基法第18条第16項の規定に基づく完了の通知に対する審査	

(10) 建築物に関する中間検査申請又は特定工程終了通知手数料	建基法第7条の3第1項の規定に基づく建築物に関する中間検査の申請に対する審査又は建基法第18条第19項の規定に基づく建築物に関する特定工程終了の通知に対する審査		
(11) 建築設備に関する中間検査申請又は特定工程終了通知手数料	建基法第87条の4において準用する建基法第7条の3第1項の規定に基づく建築設備に関する中間検査の申請に対する審査又は建基法第87条の4において準用する建基法第18条第19項の規定に基づく建築設備に関する特定工程終了の通知に対する審査		
(12) 工作物に関する中間検査申請又は特定工程終了通知手数料	建基法第88条第1項において準用する建基法第7条の3第1項の規定に基づく工作物に関する中間検査の申請に対する審査又は建基法第88条第1項において準用する建基法第18条第19項の規定に基づく工作物に関する特定工程終了の通知に対する審査		
(13) 検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定申請手数料	建基法第7条の6第1項第1号若しくは第2号又は第18条第24項第1号若しくは第2号(これらの規定を建基法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく仮使用認定の申請に対する審査		

備考 (略)

(改正案)

別表第1(第2条関係)

名称	事務の区分	金額
(5) 中間検査等をした建築物以外の建築物に関する完了検査申請又は完了通知手数料	建基法第7条第1項の規定に基づく中間検査をした建築物以外の建築物に関する審査又は建基法第18条第28項の規定に基づく特定工程終了の通知に対する審査をした建築物以外の建築物に関する建基法第18条第20項の規定に基づく完了の通知に対する審査	
(6) 建築設備に関する完了検査申請又は完了通知手数料	建基法第87条の4において準用する建基法第7条第1項の規定に基づく建築設備に関する完了検査の申請に対する審査又は建基法第87条の4において準用する建基法第18条第20項の規定に基づく建築設備	

	に関する完了の通知に対する審査		
(7) 工作物に関する完了検査申請又は完了通知手数料	建基法第88条第1項若しくは第2項において準用する建基法第7条第1項の規定に基づく工作物に関する完了検査の申請に対する審査又は建基法第88条第1項若しくは第2項において準用する建基法第18条第20項の規定に基づく工作物に関する完了の通知に対する審査		
(8) 中間検査等をした建築物に関する完了検査申請又は完了通知手数料	建基法第7条第1項の規定に基づく中間検査をした建築物に関する完了検査の申請に対する審査又は建基法第18条第28項の規定に基づく特定工程終了の通知に対する審査をした建築物に関する建基法第18条第20項の規定に基づく完了の通知に対する審査		
(9) 中間検査等をした建築設備に関する完了検査申請又は完了通知手数料	建基法第7条第1項の規定に基づく中間検査をした建築設備に関する完了検査の申請に対する審査又は建基法第18条第28項の規定に基づく特定工程終了の通知に対する審査をした建築設備に関する建基法第18条第20項の規定に基づく完了の通知に対する審査		
(10) 建築物に関する中間検査申請又は特定工程終了通知手数料	建基法第7条の3第1項の規定に基づく建築物に関する中間検査の申請に対する審査又は建基法第18条第28項の規定に基づく建築物に関する特定工程終了の通知に対する審査		
(11) 建築設備に関する中間検査申請又は特定工程終了通知手数料	建基法第87条の4において準用する建基法第7条の3第1項の規定に基づく建築設備に関する中間検査の申請に対する審査又は建基法第87条の4において準用する建基法第18条第28項の規定に基づく建築設備に関する特定工程終了の通知に対する審査		
(12) 工作物に関する中間検査申請又は特定工程終了通知手数料	建基法第88条第1項において準用する建基法第7条の3第1項の規定に基づく工作物に関する中間検査の申請に対する審査又は建基法第88条第1項において準用する建基法第18条第28項の規定に基づく工作物に関する特定工程終了の通知に対する審査		
(13) 検査済証の交付を受ける前	建基法第7条の6第1項第1号若しくは第2号又は第18条第38項第1号若しくは第2号(これらの規定を建基法第87条の4又は第88条第1項若し		

<p>における建築物 等の仮使用認定 申請手数料</p>	<p>くは第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく仮使用の 認定の申請に対する審査</p>	

備考 (略)

議案第119号

工事請負契約(市立小中学校屋内運動場外空調設備等整備事業 整備工事)の締結について

- 1 工事期間 着工予定 議決があった日  
完工予定 令和8年(2026年)3月31日
- 2 契約金額 ¥2,068,275,000.-  
(うち消費税額及び地方消費税額 ¥188,025,000.-)

【参考】

上記工事請負契約に係る優先交渉権者の決定は、DBO方式による市立小中学校屋内運動場外空調設備等整備事業全体として実施した。プロポーザル審査会の審査結果は以下のとおり。

<審査結果>

応募事業者 代表企業名	提案価格(円)	技術 評価点	価格 評価点	総合 評価点	
テラマエ設備 工業株式会社 神戸営業所	2,178,000,000 (内訳) 設計・施工等に係る価格 2,068,275,000 維持管理に係る価格 109,725,000	2,431	335	2,766	候補者
(次点候補者)	2,270,678,300 (内訳) 設計・施工等に係る価格 2,161,990,600 維持管理に係る価格 108,687,700	2,415	285	2,700	

(提案価格には、消費税及び地方消費税相当分を含む。)

(予定価格 ¥2,335,376,000.-)

(内訳) 設計・施工等に係る事業費 ¥2,225,651,000.-

維持管理に係る事業費 ¥109,725,000.-)

※事業者の選定に当たっては、提案価格のほか、事業者の有する高度な能力やノウハウ等の提案価格以外の要素を審査し、候補者を決定する公募型プロポーザル方式を採用した。



議案第120号

工事請負契約((都)荒地西山線道路新設改良工事(その3))の締結について

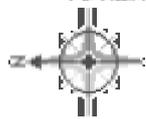
- 1 工事期間 着工予定 議決があった日  
完工予定 令和9年(2027年)3月31日
- 2 設計者 姫路市広畑区西蒲田724番地13  
株式会社ウィルコン  
代表取締役 井 垣 英 彦
- 3 予定価格 ¥567,838,700.-  
(入札書比較価格 ¥516,217,000.-)
- 4 最低制限価格 変動型最低制限価格 ¥425,879,025.-  
(入札書比較価格 ¥387,162,750.-)
- 5 一般競争入札参加業者名及び開札結果

入札参加業者名	入札価格(円)	
宇都宮建設(株)	453,400,000	落札
日特建設(株)	511,700,000	
株木建設(株)	-	辞退

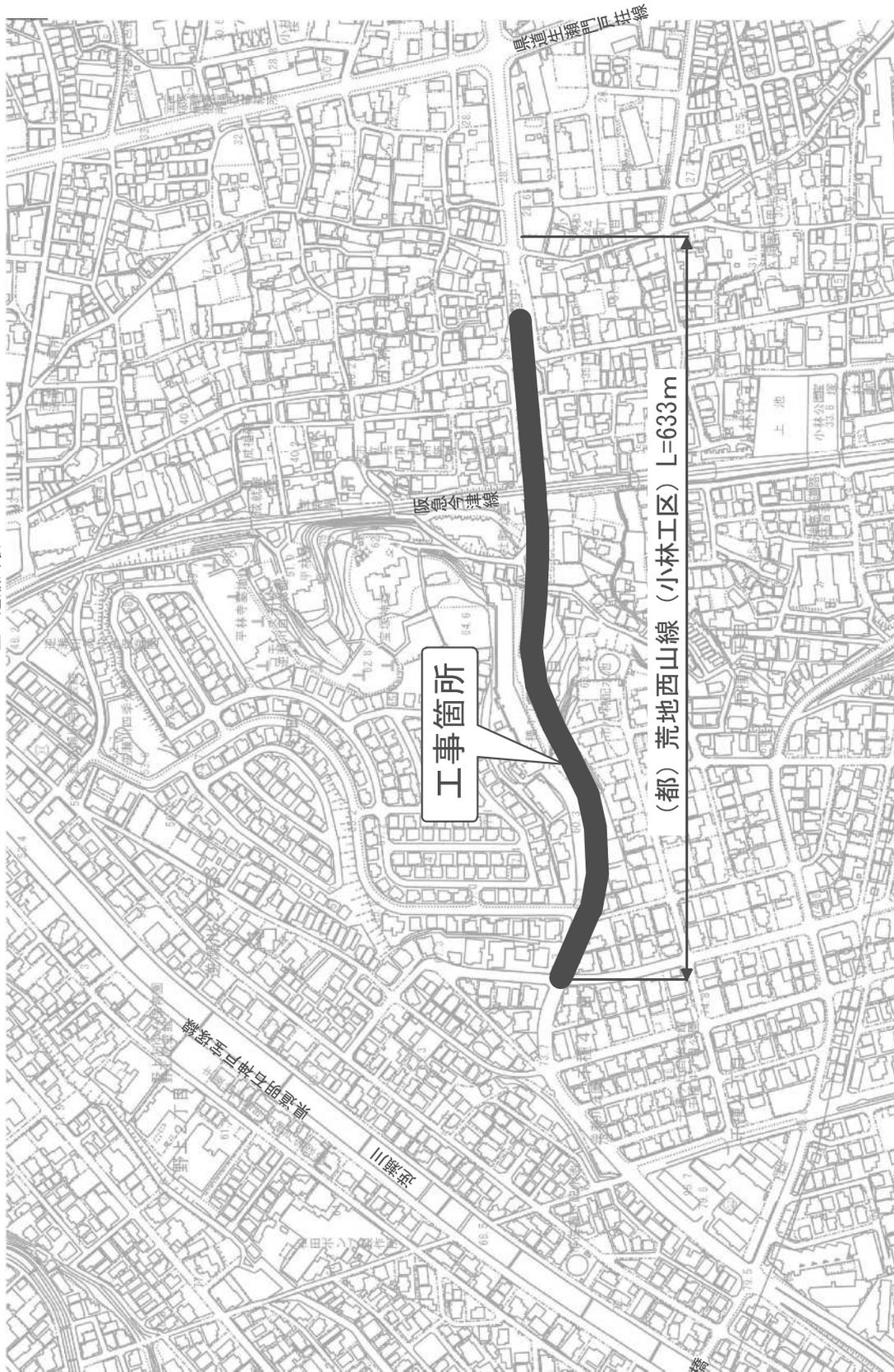
(入札価格には、消費税及び地方消費税相当分を含まない。)

- 6 契約金額のうちの消費税額及び地方消費税額 ¥45,340,000.-
- 7 その他 付近見取図、計画平面図及び標準横断図(別紙添付)





至 逆瀬川駅



至 小林駅

70m

(都) 荒地西山線 (小林工区) L=633m

工事箇所

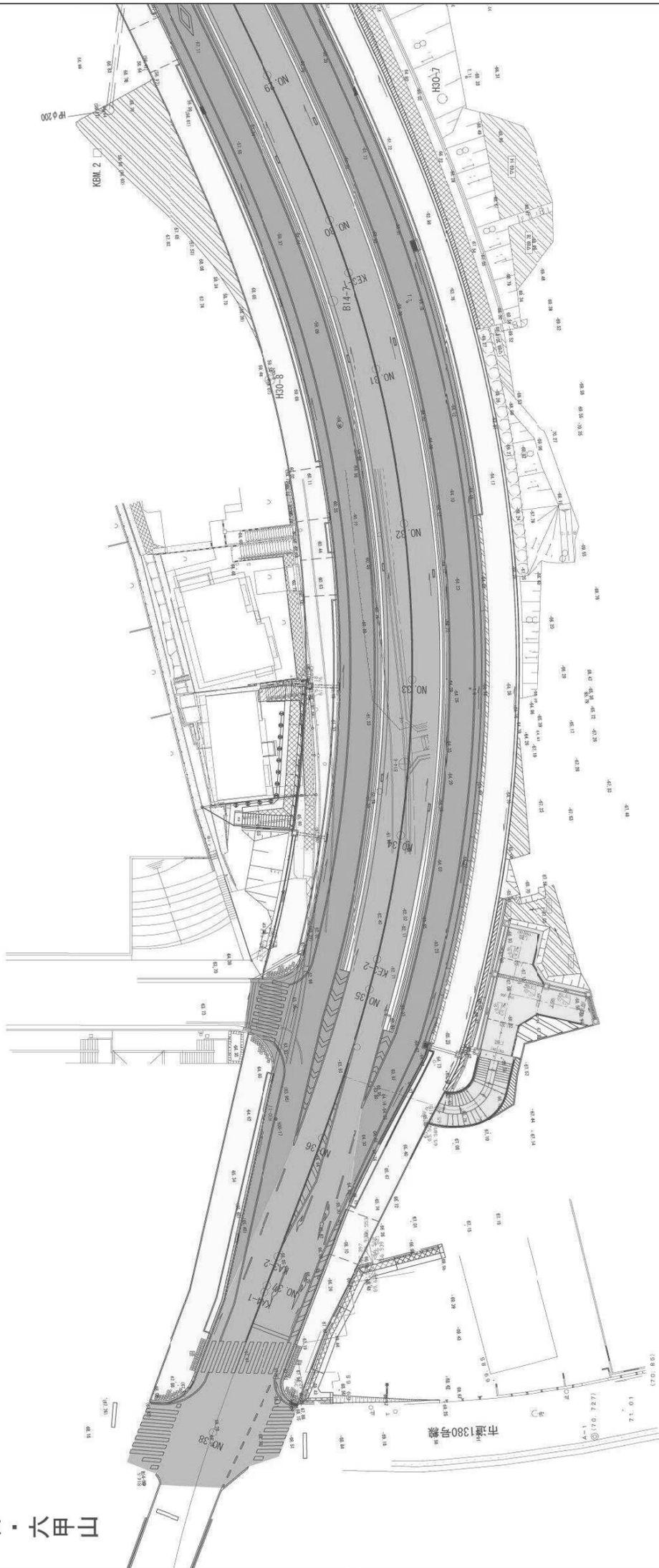
付近見取図 S=1:5,000

計画平面図 1 S=1/700

← 逆瀬台・六甲山

市道1380号線

市道1380号線



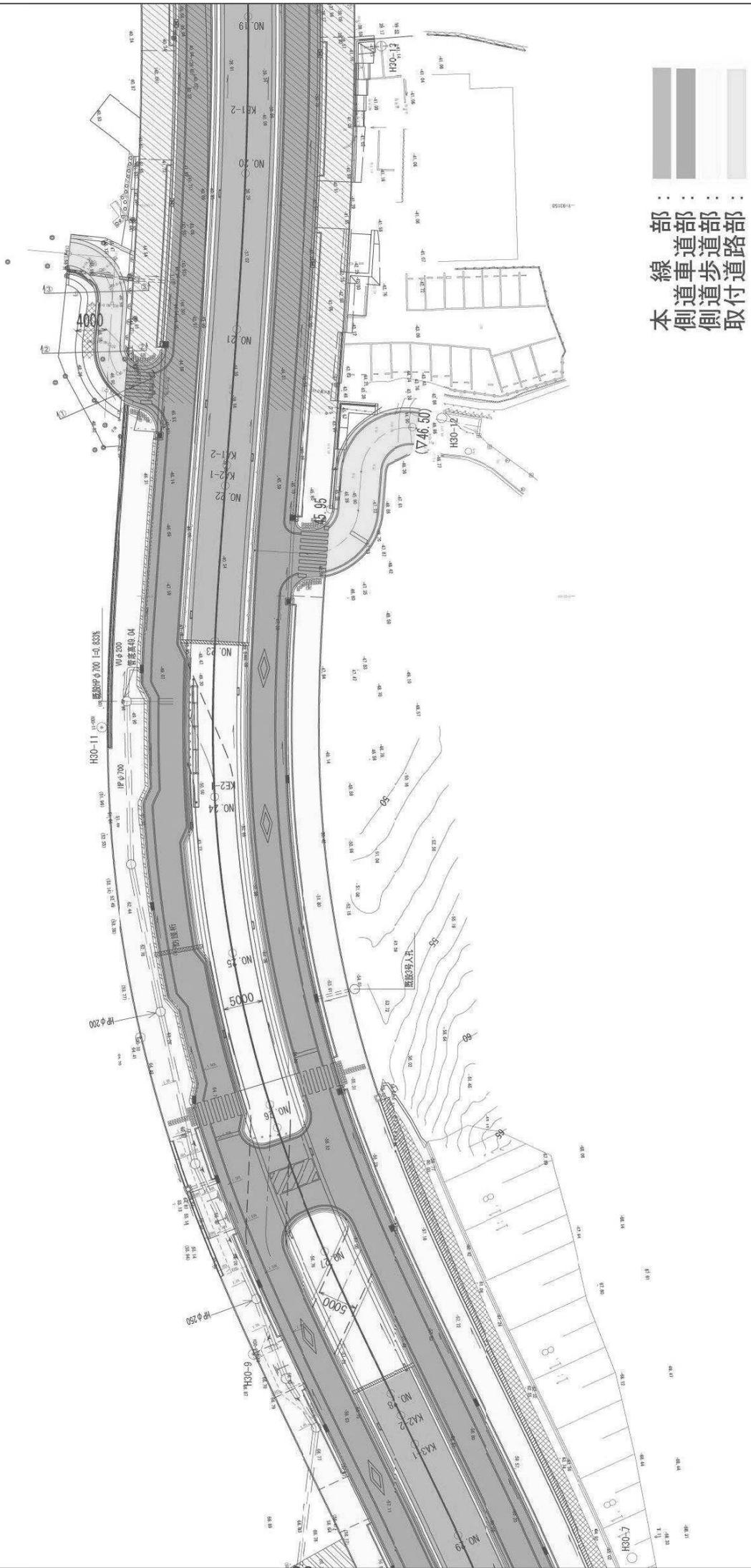
本部  
側道  
側歩道  
取付道路

○ H30-16

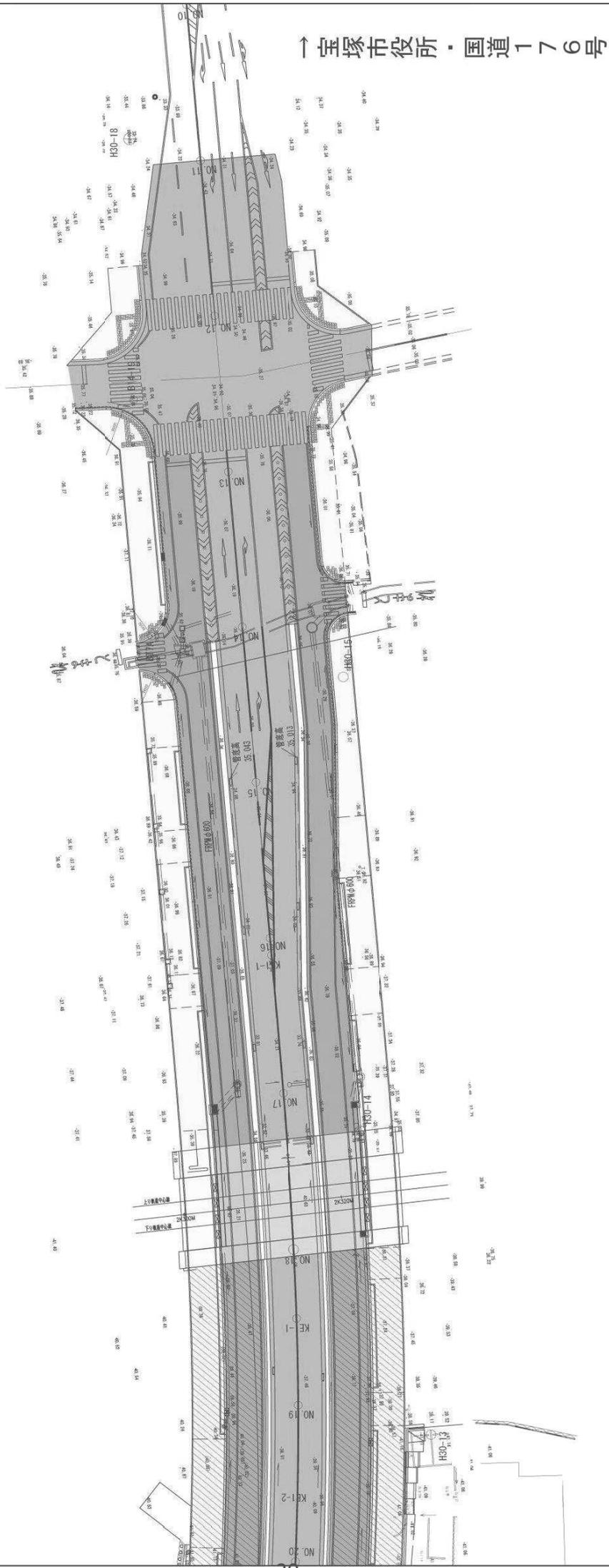
○ H30-4

○ H30-3

計画平面図2 S=1/700



計画平面図3 S=1/700



↑宝塚市役所・国道176号

■	部
■	線
■	道
■	側
■	道
■	側
■	道
■	付
■	路

